

登録教習機関の登録事項変更に関する公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号、以下「安衛法」という。）第 77 条第 3 項において準用する安衛法第 47 条の 2 の規定による安衛法第 46 条第 4 項第 3 号に係る登録教習機関登録事項変更の届出（事務所の所在地の変更）があったので、安衛法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び安衛法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 登録教習機関の名称 | 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会   |
| 2 | 登録教習機関の住所 | 東京都江東区亀戸 6-4-1-20<br>機缶健保会館 2 階  |
| 3 | 変 更 事 項   | 事務所の所在地<br>変更前 秋田県秋田市中通二丁目 4 番 19 号<br>商工中金・第一生命ビル 9 階<br>(電話番号：018-832-3542)<br>変更後 秋田県秋田市保戸野鉄砲町 9 番 58 号<br>サンステージ秋田 1 階 3 号室<br>(電話番号：018-827-5093) |
| 4 | 変 更 年 月 日 | 令和 6 年 12 月 23 日   |

令和 6 年 12 月 12 日

秋田労働局長